



発 監 第 4 号
令和 3 年 5 月 1 0 日

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 桑本 始



定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度下半期分の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第 1 報 告

1 監査の期間

令和 3 年 4 月 21 日 (水)・22 日 (木) の 2 日間

2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設住宅課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の16機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第199条第1項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指摘事項

(1) 委託費に係る随意契約について

委託費に係る契約について、琴浦町財務規則第136条により随意契約によることができる場合を規定している。令和2年度下期では、選定する業者が1社に限定される業務が62件、481,451千円に上っている。毎年継続して契約するものや新規で緊急対応するものなど多様な背景があるが、業務の成果の確認や効率的に行われているか、必要な業務か等、提出された見積書の金額を単に計上するのではなく、予定価格調書を作成する際の客観的な精査が必要である。

また、長期の契約継続のうち、業務の効率化により金額が低減できるものはないか等を検証することにより、PDCAのサイクルを回し一層の費用削減に努められたい。

(2) 施設管理について

昨年度より、分庁舎の夜間宿直の廃止、本年度は、農業者トレーニングセンターの管理人が不在となっている。体育館での夜間の運動中のけが等すべて使用者責任でいいのか、また、合理化する場合には利用者に納得できる説明を行うなど、町民サービスが低

下していると誤解を招かないよう細心の注意が必要である。

特に、健康寿命日本一を目指している琴浦町の方針と方向性が異なっていないか検証し、施設の活用が進むためにはどうあるべきか検討されたい。

(3) 道の駅ポート赤碕周辺の活性化について

「日韓友好交流公園 風の丘」は、かつてこの地に漂着した韓国船を2度にわたって救助した史実から、日韓の友好が永遠に続くことを願い造られた公園で、この「風の丘」には、韓国の食材等を販売している特色ある「日韓資料館・物産館」や「石風車」、「友愛の碑」等がある。

「道の駅ポート赤碕」には、人気の児童遊具施設を備えた「ふれあい広場（通称「タコ公園」）」もあり、改修の予定もある。

現在、「物産館ことうら」のリニューアルが進められているところであるが、コロナ後の集客増加のためにも「ポート赤碕」の空き店舗の活用を図るなど、町内外に施設を周知併せて観光施設として相乗効果が上がるよう「道の駅ポート赤碕」一帯の活性化を図られたい。

(4) 新型コロナウイルスの影響による困窮者支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が長引いており、前回の定期監査でも指導事項として報告しているところであるが、多様な業種に影響が及んでいる実態がある。

国の特例貸付については、37件の申請があり最高限度額(200万円)の活用がある等、コロナ禍が長引く中でさらに件数が増える可能性もあり、現状を把握した上で困窮している住民・事業者に対する効果的な支援を行う必要がある。引き続き万全の対策を講じられたい。

(5) 債権管理体制の強化について

琴浦町は多数の債権(公債権・私債権)を保有しており、これらの債権を適切に管理し、

確実に回収することは、町の安定的な財政基盤を確立する上で必要不可欠である。また、徴収されるべき債権が放置されていることは、町の財源確保への支障となるだけでなく債務を履行している他の債務者(町民)からすれば不公平な扱いであり行政への不信感が生まれることになる。

債権を有している部署においては、その把握はもちろん、徴収事務の執行にも積極的に取り組み、適正な手続のもと徴収に努められたい。

債権管理事務は、法令の解釈や事務手続に専門的な知識が必要である。法令により自治体が自力で強制的に徴収(滞納処分)する権限が与えられていない債権、いわゆる「私債権」や「非強制徴収公債権」については、平成26年3月に「琴浦町私債権等管理マニュアル」が作成されているが、さらなる債権管理の適正化のため、町が保有する債権の管理に関し必要な事項を定める債権管理条例、規則等を早急に策定し、健全な財政運営及び町民生活の安心の確保に努められたい。